教育委員会定例会（平成２２年２月）会議録

１．日　　時	平成２２年２月４日（木）　１６：００　～　１７：０５
２．場　　所	市庁舎３階　応接会議室
３．出　席　者	委員長　宇野征一 委　員　太田恵理子　三木由紀子　小野正師 教育長　阿部義澄 事務局長　髙橋康文 総括次長　近藤清治 次　長　秋本　司 課　長　関　福生　藤田秀喜　村上久和 曽我幸一 館　長　坂本睦美
４．教育長の 一般報告	教育長報告 １月分行事報告及び２月分行事予定について その他
５．記録者氏名	社会教育課　帆谷　麻衣
	＜議　案＞ 議案第３号　新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の議案送付について 議案第４号　新居浜市立学校の体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について ＜その他＞ （１）　中学校選択制に係るアンケート調査の結果報告について

宇野委員長	それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成２２年第２回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。 本日の会議録署名委員は、小野委員さん、太田委員さんにお願いいたします。会期は本日限りといたします。平成２２年第１回定例会会議録署名委員は、三木委員さんと、小野委員さんにご署名をいただいております。教育長の一般報告について、教育長さんお願いします。
阿部教育長	それでは、一般報告を行います。資料の２ページをご覧ください。 １月の主な行事についてご報告いたします。 １０日　平成２２年成人式が行われました。記念すべき成人として約９３０名が式に臨み、石川将さんと佐々木麻衣さんが新成人の主張を発表されました。参加者の新成人としての意識が、大人としての行動として現われていくことを期待したいものです。今年はアトラクションとして、郷土出身の安藤弘司さんがリーダーとして活躍されている「ＳＥＸ　ＭＡＣＨＩＮＥＧＵＮＳ」のみなさんに成人のお祝いに出演していただきました。 １２日　神郷小学校３年生の学年集会で「こころのことばコンクール」で入賞された、伊藤弥耶美さんの「もしもねがいがかなうなら」と日浦悠月さんの「つらいこと」の朗読発表が行われ、その思いについて学年全体で深められました。 １３日　新居浜文化協会の「創立六十周年記念式典」が開催され、活動に貢献された方々の教育委員会表彰や文化協会表彰・サークル表彰が行われました。 １４日　臨時校長会を開催し、平成２２年度の教育委員会の取組方針について各学校での協議を依頼しました。この内容につきましては、１月末現在で報告いただきまして、お手元に配布されていると思います。 今年度の市内生徒会交流会で共通して取り組む活動として「エコキャップ運動」を実施することになり、ＪＵＳＣＯ新居浜店の協力を得て搬入を行いました。市内各校で９月から１２月まで取り組み、約１２万個が回収されました。キャップ８００個でワクチン１本分になり途上国の子どもたちの命をつなぐことになります。 １５日　女子ソフトボール日本代表元監督宇津木妙子さんが文部科学省と日本体育協会の「トップアスリート派遣指導事業」の一つとして角野小学校で「ソフトボール教室」が開催されました。 １６日　平成２１年度郷土美術館企画展の「自然体で描き続けた５０年・森本　洋油絵展」が、２４日までの期間開催され、２２２６人の鑑賞者がありました。森本氏は新居浜市の出身で新居浜市の小・中学校での美術教師を務めながら県美術会や日展での活躍を重ね、自然風景や正方形のカンバスに円形のテーブルを取り入れた作家独自の静物画を追求されています。また、１７日にはワークショップ「親子で油絵体験」が実施され、１７名の親子が楽しく参加されました。本市の芸術文化の振興が図られたのではないかと思います。 平成１６年度の「子どもと教育を語るつどい」で提案された、平成２１年度第５回新居浜市小中学生科学奨励賞発表会が県総合科学博物館で開催されました。今年は小学生１４４点、中学生１０１点、計２４５点の貴重な研究成果が報告されました。このうち、特選７点、優秀賞９点、入選４９点が表彰され、特選に選ばれた研究につきましては、研究発表がされました。学校への応募総数は小学校９８８点、

	中学校２３１２点と合計３３００点がありました。研究作品には、昨年度の「溶ける」というテーマをさらに進化させたもの、太陽光を捕まえろ！ソーラークッキングの研究、植物の成長と光の関係いろんな光でスプラウトを育てようという、発光ダイオードの色によって植物の発達部位の違いの研究など、大変興味を持たされる内容が発表されました。新居浜市内の児童生徒の科学に対しての意気込みを感じました。ぜひとも子どもたちの意気込みを育てていきたいものです。実施にあたり、新居浜ロータリークラブ、新居浜南ロータリークラブ、住友化学愛媛工場、愛媛県総合科学博物館、新居浜工業高等専門学校等の御協力をいただきありがとうございました。 　１７日　第２５回新居浜凧揚げ大会が最高の凧揚げ日和の中で開催されました。昨年の１２０統を上回る１５８統の参加を得て、冬空の中でいろいろな年齢の方々が童心に返って楽しんでおられました。 　２２日　県東予地方局「ものづくり体験プログラム開発・実証事業」の「ものづくり体験講座修了式」が角野中学校１年生で、総合的学習の時間に取り組んだ４０名に対して行われました。 　２３日　元プロ野球選手が野球の基本技術を教える「にいはま少年野球教室」が、にいはま少年野球教室実行委員会の主催で開催されました。プロ野球オリックス球団の１軍投手コーチ星野伸之さんが小中学生約７０人にピッチングの基本動作や模範プレー、実際の投球の個人指導が行われました。 　２９日　平成２１年度愛媛県教育委員会人権・同和教育訪問が垣生小学校で開催され全学級の公開授業や焦点授業の公開、今年度の取組についての発表や研究協議が行われました。 　２９日～３０日　佐世保市における「食育」の取組や食生活改善のモデル校の視察を目的に佐世保市教育委員会、佐世保市立広田小学校、ＮＰＯ法人大地といのちの会を訪問し意見交換を行いました。 　２月２日　文化庁主催の本物の舞台芸術体験事業が宮西小学校で開催されました。大阪シンフォニー交響楽団のフルオーケストラ総勢６４名による演奏を鑑賞することができました。５・６年生はこの日のために一生懸命練習したリコーダーで「威風堂々」を共演いたしました。 　３日　２０１０年新居浜日中青少年交流音楽祭が市民文化センター大ホールで、大連市第四十四中学交響楽団が新居浜市を訪れ、新居浜東高校・西高校・商業高校のブラスバンド部員との交流において、文化センター大ホールで開催されました。日中相互の演奏が披露される中で大変楽しく音楽を通じて交流が行われました。新居浜市側の６８名による合同演奏の迫力や中国の弦楽器の二胡や日本の横笛とよく似たツーティ（竹笛）の演奏、５１名での交響楽団の演奏に心ひかれました。 　その他　２月の主な行事予定について報告を申し上げます。 　　５日　新居浜市立図書館運営懇談会（図書館多目的ホール） 　　６日　第２９回新居浜こども美術展（郷土美術館）１６日まで 　　９日　校区別人権・同和教育懇談会運営委員会反省会 　１１日　人権のつどい日 　　差別をなくす市民のつどいハートＦＵＬＬ新居浜 　　第５１回新居浜市民マラソン大会 　１４日　市Ｐ連研究大会　グローバルパーティー 　１６日　第３回不登校対策検討委員会 　１７日　第３回発達支援協議会

	２０日　新居浜文化協会創立６０周年記念展（郷土美術館　２８日まで） 子ども夢未来基金事業第４回「震災を知らない子どもたちのリーダー研修」 ２１日　防災教育報告会 ２２日　３月市議会定例会本会議 ２６日　小中学校校長研修会 ２７日　新居浜市公民館連絡協議会研究大会 第３３回新居浜市長杯争奪中四国近県馬術大会 以上で報告を終わります。
宇野委員長	ありがとうございました。一般報告についてのご質問・ご意見等ありませんか。特にないようですけれども、教育長さんの報告のなかに１月２９日、３０日に教育委員の先進地研修がありました。研修のなかで、いろいろと意見交換もされたと思います。心に残った内容等ありましたら、議案審議後に報告していただきたいと思います。それでは、議案審議に入りたいと思います。議案第３号新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の議案送付について、事務局からご説明お願いします。
関社会教育課長	議案第３号につきまして、説明申し上げます。議案書の７ページをお開きください。議案第３号、新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の制定につきましては、地域住民の方の相互交流を促進し、地域活動の支援、生涯学習及び社会教育推進の拠点施設として建設を進めてまいりました新居浜市地域交流センターが、平成２２年４月に供用開始いたしますことから、当施設の適正な管理と運営を図るため必要な事項を定めようとするものでございます。 条例の内容といたしましては、第１条では設置目的、第２条では施設の名称と位置、第３条では事業内容、第４条では使用許可の手続き、第５条では使用許可を制限する事項、第６条では使用許可の取消し、第７条では目的外使用等の禁止、第８条では特別の設備等を使用する場合の手続きについてそれぞれ定めております。第９条では使用を終了したとき等には原状回復の義務を課すこと、第１０条では施設を棄損時には損害を賠償すること、第１１条では運営審議会を設置することを定めております。また、第１２条、第１３条及び第１４条では管理を指定管理者に行わせることができること、指定管理者が行う業務の範囲等について定め、第１５条では、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則へ委任することといたしております。また、附則におきまして現在の新居浜市立金子公民館を廃止することを規定いたしております。 なお、この条例につきましては、平成２２年４月１日から施行したいと考えております。ご審議をいただきたいと存じます。

宇野委員長	ただいまのご説明の内容に何かご質問・ご意見等ございませんか。特にないようですので、議案第３号についてご承認いただける委員さんは挙手をお願いいたします。（全員挙手） 全員挙手ですので、承認とさせていただきます。続きまして、議案第４号新居浜市立学校の体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局からご説明お願いします。
関社会教育課長	議案第４号につきましてご説明申し上げます。議案書１３ページ並びに参考資料をお開きください。議案第４号、新居浜市立学校の体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定につきましては、新居浜市立学校教育施設使用料条例の一部を改正する条例の施行に伴い、新たに体育館、武道場の照明設備使用料を徴収するにあたって、所要の条文整備を行うため、また学校体育施設照明設備使用料の減免等に関する基準及び手続を明確にするため、教育委員会規則の一部を改正しようとするものでございます。 まず、第３条の改正につきましては、字句の修正、そして学校開放運営委員会の副委員長の職務について、新たに１項追加するものでございます。次に第７条の改正につきましては、開放する学校施設に新たに武道場を規定いたしております。改正前の規則に規定されておりました校区内の児童・生徒に限り開放しておりますプールの利用につきましては、この規則の趣旨に当たらないと判断いたしまして、削除いたしております。今回の内容につきましては、照明等の使用というある程度限定した対応をいたしておりますので、この内容にはそぐわないということで、学校長権限の範囲のなかで使用を許可するものとして、ここからは外しております。次に第９条につきましては、様式を改正しましたことに伴う条文整備、第１０条、第１１条では、字句の修正をいたしております。 次に、新たに規定する第１２条につきましては、学校体育施設照明設備使用料条例の委任条項により、使用料を減免する場合の規定を明記したものでございます。 （１）　市、教育委員会その他市の機関が主催、又は共催するとき。 （２）　市内の小学校児童又は中学校生徒において体育活動を行うことを目的として組織された団体（営利目的の活動団体を除く。）が使用するとき。 （３）　他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用するとき。 （４）　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。 例えば、（２）にはスポーツ少年団等が利用する場合、（３）には自治会等の事業が該当するものと考えております。

	次に第１３条では、使用料の還付に関する手続きについて定めております。そして、以下、条項のずれ、字句の修正による改正を行っております。また、体育施設使用許可申請書では照明設備使用の有無を指定する項目、使用料免除の申請欄を新たに設け、『学校体育施設使用許可申請書兼照明設備使用料免除申請書』に様式を全部改正しております。これに合わせまして、従来の使用許可の様式も『学校体育施設使用許可書兼照明設備使用料免除決定通知書』に全部改正しております。また、『学校体育施設照明設備使用料還付申請書』につきましても新たに第３号様式を定めるものでございます。 なお、この規則は平成２２年３月１日から施行し、使用料免除、使用料還付に関する規定、新様式の使用につきましては、平成２２年４月１日以降の使用について適用するものと考えております。ここに１ヶ月のずれがございますのは、使用申請書提出等の事務が前月に行わなければならないものですので、発生したものでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。
宇野委員長	何かご質問・ご意見ございますか。
小野委員	この改正に伴いまして、どれくらいの使用料徴収となりますか。
関社会教育課長	今の試算でございますが、年間で６０万円ほどの使用料が見込まれております。
太田委員	改正前には何か不都合があったのだと思いますが、どういう事情で改正が行われたのかよろしければ教えてください。
関社会教育課長	今回、新たに条例を設けて使用料を徴収するという理由は、従来は夜間のナイター設備、学校の運動場の使用料のみを徴収しておりました。今回、運動場だけではなく、体育館あるは武道場の利用につきましても同様の電気代は必要になりますので、同様の割合でそれぞれの利用者から実費分について受益者の負担を求めたものでございます。今回の規定のなかで特に考えましたのは、今まで子どもたちの利用、児童・生徒の利用につきましても、夜間ナイター設備を使用する際は使用料を徴収しておりました。今回子どもたちの利用、夜間の利用は除きますが、夕方の時間帯に使用しておりました照明の使用については免除を図って、子どもたちのスポーツに対しての取組を支援しようとするものでございます。なお、体育館につきましても夕方の照明、あるいは昼間も照明を使用しますけれども、その部分につきましては同様に免除を図ろうと考えております。不都合といいますよりは、両者の公平性を確保するという意味合いでこの制度改正を行いました。

宇野委員長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。
太田委員	はい。
宇野委員長	他に何かありますか。照明設備に係る使用許可の改正と、一部字句の修正ということですね。特にないようでしたら、議案第４号について、ご承認いただける委員さんは挙手をお願いします。（全員挙手） はい。ありがとうございました。全員挙手ですので承認とさせていただきます。そうしましたら、その他（１）中学校選択制に係るアンケート調査の結果報告についてお願いいたします。
藤田学校教育課長	お手元に「中学校選択制」に関するアンケート集計結果が２種類あるかと思います。 「中学校選択制」に関するアンケート集計結果についてご報告申し上げます。「中学校選択制」につきましては、平成１６年度の新入学生徒から導入し、６年が経過いたしました。そこで、本制度に対して、児童・生徒及びその保護者の方の考えや現状を把握するとともに、今後の本市における中学校選択制の在り方を考えていくための基礎資料とするため、保護者の方のご協力を得て、このたびアンケート調査を実施したものでございます。この調査につきましては、小学６年生の児童及びその保護者全員、また中学生につきましては、本制度により指定学校以外の中学校に入学し、現に在籍している生徒及びその保護者を対象とし、昨年１１月２６日から１２月１８日までの間、各小・中学校を通じて調査票を配布・回収することにより実施いたしました。なお、より多くのご意見を伺いたいことから、このアンケートにつきましては無記名方式とさせていただきました。 調査結果についてですが、小学６年生については、配布した調査票１，１９３部のうち１，０５５部、約８８％の方から、また中学生につきましては、１７７部のうち１５４部、８７％の方から調査票の提出があり、多くの保護者の方のご協力をいただきました。 調査項目（質問の内容）につきましては、昨年１２月３日開催の定例教育委員会におきまして、説明させていただいたとおりでございます。 なお、小学６年生につきましては、昨年１０月に実施いたしました平成２２年度新入学生徒（現・小学６年生）を対象とした中学校選択による指定学校の変更申請をした児童と申請をしなかった児童に分けて、それぞれ集計をいたしております。小学校６年生の資料の１ページをお開きいただきますと、『Ｑ．１』で『申請をした』『申請をしなかった』とあり、『Ｑ．２』以降は集計結果を分けて記載しております。

	今回の報告は、集計対象の調査票が小・中学生の合計で約１２００部、調査項目もそれぞれ１５項目程度と多岐にわたっておりまして、学校ごとの集計作業、そして市全体の集計作業に時間を要しましたことから、それぞれの数値のみの報告とさせていただいております。 今後におきましては、それぞれの数値結果に基づき、また調査項目によっては、その他の意見も伺っておりますので、これらを含めて、考察を加えていきたいと考えております。なお、次回の定例教育委員会におきましては、教育委員の方にもご意見等をお伺いしたいと考えておりますので、アンケート結果を後ほどご覧になっていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。
宇野委員長	ありがとうございました。資料の内容がたくさんありますので、なかなか一度には目を通せないかと思いますが、何かご質問等ありますでしょうか。資料がたくさんありますが、教育委員さんは次回までに疑問点等を見つけてください。
阿部教育長	今、藤田課長から説明がありましたが、この資料につきましては３月定例会のなかで、慎重に今後の新居浜市の取組を決めていきたいと思います。なお、この資料につきましては、３月の定例会で内容確認をしたうえで、教育委員会のホームページに掲載して、市民の方にも公表し、考えを聞くことができれば良いかと考えております。そのような方向でご理解していただければと思います。
宇野委員長	情報公開という方向で、教育委員さんは十分に考えていただきたいと思います。それでは、その他にありませんか。
阿部教育長	文部科学省の平成２２年度全国学力・学習状況調査をどうするのかということが取沙汰されておりますが、新居浜市教育委員会としましては、平成２２年４月２０日（火）に文部科学省が実施することになっております。昨年度と来年度の違いは、小学校・中学校の抽出校が文部科学省から指定され、一部学校のみの実施となっております。 先日、新居浜市教育委員会としての方向性を相談しました。新居浜市としては抽出校だけではなく、全体の学力、学習状況がどのような状況で昨年度と変化しているかを調査する意義があるのではないかと思います。ただ、抽出校と未抽出校とは集計方法は違います。抽出校につきましては、従来通り国が採点をして平均や各個人カードを作成しますが、未抽出校につきましては、自力での採点となりますので、自校採点で実施したいと思います。各学校の担当教師が採点する方が速やかに読み取りできると思います。他校との比較になりますと難しいデーターもあるかと思いますが、いずれ公表されてきますので全体

	または県の抽出校と自校との比較を各学校でできると思います。昨年度までの対応として、新居浜市教育委員会では家庭学習の充実ということを掲げて取り組んでおりました。それについても、新居浜市独自の評価も交えて実施していきたいと思っております。新居浜市としては、抽出校だけでなく、全校で実施する方向でご理解いただきたいと思います。
宇野委員長	自校採点をしていただいた方が、各学校の先生が子どもたちの実態についてよく理解できるでしょうから、子どもたちにとってプラスになると思います。このことにつきまして、何かご意見ありませんか。
太田委員	今までの文部科学省の実施したものについては、公表できなかったと思うのですが、自校採点をしたものについては公表できるのですか。
阿部教育長	自校採点も従来通り自校のみです。ただし、昨年度のように各個人へ説明が以前よりも難しくなると思います。データーを出す資料が違ってきますので、学校の普段の試験と同じような評価になってしまいます。十分なところまでいけるかどうかわかりませんが、逆に考えれば学校独自のものができるのではないかという捉え方をしております。
三木委員	質問よろしいでしょうか。採点基準なのですが、抽出校と自校方式の採点基準は同じになりますか。
阿部教育長	抽出校はすべて国に提出します。自校は試験終了後に採点基準を渡されると思います。それを見て各学校で採点していくことになります。
三木委員	わかりました。
宇野委員長	よろしいですか。できるだけプラスになるように、学校としても、教育委員会としても考えていただきたいと思います。その他の内容で他にありませんか。
藤田学校教育課長	１件ご報告をしたいのですがよろしいでしょうか。小・中学校情報通信技術整備事業についてですが、６月補正予算時に一度ご説明しておりますけれども、改めてご報告をしたいと思います。 本事業は、文部科学省の「スクールニューディール」構想に盛り込まれた事業のひとつであり、国の補正予算第１号で予算化され、地方

	公共団体の負担が大幅に少ないことから、６月補正予算で事業の予算化を行い、１２月補正予算で、予算の組替と繰越明許費の計上を行いました。 　本事業では、パソコン教室の機器の更新に合わせて、市内全小・中学校においてパソコン機器及び校内ＬＡＮを整備するものでございます。パソコンにつきましては、これまでに不足していた教員用を大幅に増やし、利便性の向上及び校務の効率化を図るとともに、個人情報が守られるようにセキュリティの高いネットワークを構築することとしております。 　昨年１２月、本事業費補助金の交付決定がありましたことから、現在契約先の候補者を決定すべく必要な事務作業を行っているところでございます。今後、２月中旬執行の見積合わせにより契約先の事業者が決まりましたら、仮契約を締結することといたしております。この案件につきましては、地方自治法第９６条第１２項第８号の規定に該当するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、３月議会に追加議案として上程したいと考えておりますのでご報告申し上げます。なお、この件につきましては、３月の定例教育委員会において詳しくご説明いたします。以上です。
宇野委員長	３月の定例会で詳しく説明ということですが、特に質問ありませんか。ないようですので、その他ありませんか。
関社会教育課長	３月の教育委員会臨時・非常勤職員採用試験についてご報告させていただきます。３月１３日（土）に肢体不自由特別支援学級指導員採用試験を予定しております。浮島小学校に配属の予定で、教員免許の資格を有する方１名ということで、試験を行うことといたしております。そして、３月１４日（日）、こちらのほうは地域主導型移行公民館に関する公民館主事並びに公民館主事補の採用試験を予定しております。主事につきましては、今回地域主導型に移行館は８館ということになりますので、８名の採用を予定いたしております。主事補につきましては、主事補から主事に職種を変更する者もおりますことから、はっきりと人数が定まらないため、５名程度というかたちで募集を行いたいと思います。以上３件の採用試験を３月に予定いたしております。
宇野委員長	ありがとうございました。他にありませんか。
曽我発達支援課長	発達支援課の方からテレビ番組のご紹介をさせていただきます。パンフレットができあがっておりませんので、ホームページのコピーに

	なりますが、ＮＨＫ教育テレビで毎週金曜日午後８時から８時半まで放送している番組です。『２月１９日（仮題）“こうすれば大丈夫！”～ＡＤＨＤ～』で、今年保育園・幼稚園・小学校の巡回相談に相談員として来ていただいております酒井 亜里沙さんが紹介されております。時間があれば見ていただければと思います。以上です。
宇野委員長	２月１９日の放送分ですね。他にありませんか。
阿部教育長	一般報告のなかにもありましたが、『子どもたちの成長を願って』の資料をご確認ください。１月１４日に各学校に配布し、１月末に各学校の職員会等を経て、学校側の意見を提出していただきました。教育委員会で項目別に学校側の考えをまとめています。最終的には、３月の定例教育委員会で、平成２２年度の取組内容について決定したいと考えております。この資料にあります学校側の意見を参考に教育委員会の取組方針を決定しますが、教育委員会に提案する原案を２月２５日くらいまでに作成したいと思っております。その後、３月の定例教育委員会で決定後、各小・中学校、市Ｐ連を通して各小・中学校の保護者に説明したいと思います。そのような過程がありますので、教育委員の意見がありましたら、電話でも文書でも結構ですので、２月２５日までにお願いいたします。ご提案していただけましたら、３月の定例教育委員会で改正したものを提出したいと思いますので、よろしくお願いします。
宇野委員長	はい。教育委員さんのご意見を２月２５日までにお願いします。
阿部教育長	次に、不登校、不審者情報についてですが、１月分の不登校情報につきましては、本日締切のため集計中です。不審者情報についてですが、１月に３件の不審者情報を出しました。１月までの不審者情報は１６件、そのうち下半身の露出が９件と半数以上占めております。被害を受けた学年を見てみますと小学生５件、中学生１０件、高校生１件となっております。やはり中学生に多くみられ、この現状についても情報は各学校に伝えております。特にこれから春先になりますので、気をつけていきたいと思います。よろしくお願いします。 そして、新型インフルエンザですが、１２月まで学級閉鎖等続いておりましたが、３学期に入りまして、出席停止者が３０名から４０名程度の状態に落ち着いてきております。ただ、東中学校の１年生が２月２日から出席停止者１１名となりましたので、今週１学級のみ学級閉鎖という処置をとっております。以前よりは随分落ち着いてきたのではないかと思います。ただ、今のところ新型インフルエンザについて報告されており、季節性インフルエンザについては報告されていな

	い状況です。
宇野委員長	特に中学生にとっては２月から３月は入試シーズンになりますので、心配ですね。 そうしましたら、最後に１月２９日、３０日の先進地研修で、特に印象に残った内容がありましたらご報告していただければと思います。太田委員さんからお願いします。
太田委員	佐世保の食育教育について視察させていただきました。ＮＰＯの方が学校に入って、食育といいますか食べること・生きることそのものについて教えてくださっているという印象を受けました。ＮＰＯの会員さんたちの食べることの大事さを教えようとする熱意・意気込みを大変感じることができました。そして、会員のお一人が女子高校の先生で、いろいろと説明してくださったのですが、女子高での現実、何割かの生徒がリストカットをしていたり、低体温だったりと不健康な食生活をしている現実を小・中学校の先生方に直接伝える機会でもあるということで、すごく新鮮な機会で、新居浜ではないことだと思いました。そのようなことだけでも大きな収穫がありました。食べて健康になって、残菜はまた循環するという食物連鎖といいますか、大きな自然の連鎖のなかで生きている自分ということを認識するような大きな安定感を与えることが一番の意義だとおっしゃられていました。確かにその通りだと思いました。 学校現場の先生が忙しくて、なかなか細々とは難しいとよくわかっておられるＮＰＯさんで、先生方が取り組みやすいようなツールをたくさん示してくださったので、取り入れやすいと思いました。『３０日間限定でやりましょう』とか『チェック項目があってできそうな項目を選びましょう』といったやり方だったので、取り組みやすい授業だと思い帰りました。以上です。
宇野委員長	ありがとうございました。三木委員さんお願いします。
三木委員	いろいろと勉強させていただいたのですが、モデル校であった広田小学校では、授業のなかに食育を取り入れていました。授業の様子を学年ごとに説明していただいたのですが、学年ごとで行っている内容そのものは、どこの学校でも同じだと思うのですが、そのなかの一つのテーマをもちろん食育の“食”が基本に、道徳や体のことといったいろいろな視点を絡めながら、ひとつのテーマに取り組んでいました。例えば“トマトを育ててみよう”とか“嫌いな野菜を食べてみよう”というなかに“食”や“いのち”、それからいのちに引き続いて“感謝”ということについてすごく言われていました。

	ひとつの物事をいろいろな観点から見ていくことは、当たり前のことだけれど大事なことであると、今の子どもたちに大人が教えきれていない部分なのではないか、そしてそのことついて授業を通して教えられているのだと思いました。今、核家族化で閉鎖的になり自分の視点しか物事を見ない親も子どもも多いと思います。そこに市民グループが関っていくことによって、地域や家庭の視点という別の視点が加わり、いろいろな視点で見ていくということが大事だと食を通じて感じることができました。以上です。
宇野委員長	ありがとうございました。髙橋事務局長お願いします。
髙橋事務局長	大変お世話になりました。まずは佐世保教育委員会で、小学校２校、中学校１校をモデル校として指定して行うということで、新居浜市も食育に関してそのような方法がとれれば良いかなと感じました。特に佐世保市は新居浜市の人口の２倍なのですが、小学校は３倍くらいあったと思います。毎年、発表会を行い、そのなかで食育について広めていくという取組は新居浜市も参考になるのではないかと思います。 それとＮＰＯ団体ですが、太田委員さんもおっしゃったとおり非常に熱意のある方が多く、熱く語られておりました。新鮮な野菜からミネラルやファイトケミカルを多く取ることによって、子どもたちが元気になる。例えば、問題行動も減っていくのではないかということが言われており、実際に各学校で１カ月実践しただけでもだいぶ違うということを力説されておりました。新居浜市もそのまま実施するかは別として、そのような取組は食育のなかで取り組んでもよいかなと感じました。以上です。
宇野委員長	ありがとうございました。小野委員さんお願いします。
小野委員	私も今回の佐世保市は大変興味を持って参加させていただきました。１，２年前になろうかと思いますが、長野県のある中学校の校長先生で教育長になられた方が、荒れる中学校、乱れた中学校の給食を米飯食に変えることによって、子どもたちが落ち着いて、学校のなかが安定してきたという月刊誌の記事を読んだことがありました。まさか、食を変えるだけでそんなことがあり得るのかと思いながら、今回佐世保研修に参加させていただきました。この頃の食生活ですが、子どもだけでなく我々大人もですが、簡単にスーパーやコンビニで手に入るお弁当やインスタント食品を食べ、朝食は菓子パンで済ますというご家庭も多いと聞きます。この頃、朝ごはんを食べないといけない、食べようという運動が起きているぐらい食に関して無関心で、とりあえずお腹が満たされればよく、間食にお菓子などを自由に食べるとい

	うような食生活の乱れが子どもの世界も、我々大人も続いてきていると思います。今回佐世保研修を受けさせていただいて、当たり前のことなのですが、食べるものが体を作る、食がいのちを作り、育んでいくと改めて感じました。日本の昔からの伝統食であるご飯、味噌汁、お漬け物、それと小魚、歯の本数を数えて、臼歯：門歯：犬歯＝６：３：１くらいの割合で、６割は穀物を食べる歯、３割は野菜を食べる歯、１割は肉・魚を食べる歯というように人間の体は長い年月をかけてなっているというような話を聞きますと、特に子どもは食生活に気をつけなければいけないと思いました。現在、新居浜市の子どもは、お昼の学校給食が安全でおいしく栄養価の高い食事をきちんと考えて作られておりますので、給食が楽しみな子どもも多いかと思います。それでも、パンや牛乳というよりもご飯食で、お米を食べる。今、食料自給率もどんどん減少して４０％を切ろうとしているなかお米は唯一１００％の自給率であり、主食でもありますので、難しいところは多くあるかと思いますが、まず学校の給食を米飯食に変えていけるような運動がこれからとれるのであれば、ぜひ教育委員会でも積極的に取り組んでいただければと思います。食を正していく、これが人間の生活の基本だと改めて学ばせていただいた研修でした。ありがとうございました。以上です。
宇野委員長	ありがとうございました。私も参加させていただいたのですが、佐世保市教育長さんが、ご挨拶のなかで新居浜市に２回ほど来られたことがあるとお聞きして親しみが増し嬉しかったです。ＮＰＯの方々についても、今みなさん言われましたが、熱い思い、自信を持って語られていたかと思います。低体温、便秘症の子どもやメタボ、血流の悪い子どもが、かなりの割合で現実にいるそうです。そのことが、子どもたちの集中力がない、根気力がない、学力が上がらないということに繋がっていくのだと、大変気合いを入れて語られておりましたので、引き込まれるようでした。今の子どもたちの心の状態を改善するためには、食育、食の改善をしなければならないとも語られておりました。食の改善といくつか言われたなかで、『食事の量の半分はご飯を食べる』『旬の野菜を食べる、季節はずれの野菜は食べない』『朝はご飯と野菜と味噌汁』『油をとりすぎない』『おなかをすかせて食べる』『喉が渇いたら水かお茶にする』というような内容だったのですが、非常に説得力がありました。新居浜市も学校給食を中心にして、学校給食の研究を積み上げてこられていると思います。そのなかで、食の改善、食育ということを視点にすると、新居浜市もすぐに取り組めるのではないかと思いました。今後研究を進めていく価値が大変大きいと思いながら帰ってまいりました。以上です。 それでは、次回の開催日を決めさせていただきたいと思います。３

	月の定例会は３月１１日木曜日に開催させていただきます。 　それでは、平成２２年第２回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。 　新居浜市教育委員会会議規則第５４条の規定により署名する。 　委員名 　委員名